

## 和泉市業務委託及び役務提供等に係る公募型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する業務委託及び役務提供等（契約担当課で発注する公共工事及び工事関連の業務委託並びに物品調達、印刷製本、修繕の請負を除く）において、事前に入札参加を希望する者を募集し、その応募者のうちから入札参加者を選定する方式（以下「公募型指名競争入札」という。）の実施にあたり、必要な事項を定め、入札の透明性、公平性及び競争性の確保を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 公募型指名競争入札の対象案件は、指名競争入札により契約しようとするもののうち、この要綱による手続を経て入札参加者を選定することが適当と認められるものとする。なお、本市の入札参加資格者名簿に登載されていない者も対象としなければ競争性が確保されないと認める場合は、本要綱の対象としないものとする。

(案件公表)

第3条 公募型指名競争入札を実施するときは、参加希望の申請開始日である期日の少なくとも10日前までに次に掲げる事項を入札実施要領として公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、その期日を5日前までに短縮することができる。

- (1) 案件名
- (2) 履行場所
- (3) 履行期間
- (4) 入札参加資格及びあらかじめ入札参加申請をして市長の指名を受けなければならない旨
- (5) 入札参加申請書の提出期限及び提出場所
- (6) 仕様書、図面その他契約条項を示す日時及び場所
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 入札及び開札の日時
- (9) 入札及び開札の場所
- (10) 入札の無効に関する事項
- (11) 最低制限価格を設けたときは、その旨
- (12) 契約書作成の要否
- (13) 提出させるべき書類
- (14) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったときに本契約が成立する旨
- (15) 指名業者の上限数を設けたときは、その旨及び選定方法
- (16) その他入札に際し必要な事項

2 前項の公表は、原則として水曜日（その日が和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条に規定する休日に当たるときには、その翌日以降で休日でない日）に本市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

（入札参加資格要件）

第4条 公募型指名競争入札に参加することができる者は、申請日時点で次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）有効な本市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（3）登録業種、登録事業所の所在地要件等を付加した場合、その要件を満たしていること。

（4）和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4月28日制定）による指名停止措置を受けていないこと。

（5）大阪府において、法令違反を理由として、参加停止措置を受けていないこと。

（6）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。）でないこと。

（7）警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、地方公共団体の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している等請負者として不適当と認められる者及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年6月制定）に基づく入札等除外者でないこと。

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が別に参加資格要件を定めたときは、その要件を満たすこと。

2 前項に定めるもののほか、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図るため、参加要件の設定に当たっては、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内業者を優先するものとする。

3 前項の場合において、市内業者以外の者にも参加資格を認めようとするときは、準市内業者、市外業者の順で、対象を拡大するものとする。

4 前3項までに定めるもののほか、契約の性質又は目的により、必要な要件を定めることができる。

（入札参加申請）

第5条 公募型指名競争入札に参加を希望する者は、第3条第1項第5号の提出期限

までに、公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）のほか、前条で定めた入札参加資格要件を満たすことを確認するために提出を求めた書類（以下「要件確認書類」という。）を市長に提出させなければならない。

（公募型指名競争入札参加申請書の提出期間）

第6条 入札参加申請書の提出期間は、申請開始日から起算して4日間以上（市の休日を含まない。）としなければならない。

（入札参加資格要件の審査）

第7条 市長は、第5条の規定による公募型指名競争入札参加申請書の提出者（以下「申請者」という。）から入札参加申請書及び要件確認書類が提出されたときは、第4条の規定による参加資格要件の審査を行うものとする。

（指名業者の選定）

第8条 市長は、前条の審査に合格した者から指名業者を選定するものとする。この場合において、指名業者の上限数は設定しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指名業者の上限数を設定することが適当と認められる案件については、指名業者の上限数を設定することができる。ただし、案件公表時の入札実施要領に指名業者の上限数を設けること及び指名業者の上限数に関する選定方法を定めなければならない。この場合において、選定方法とは、入札参加資格要件を満たした者の数が、入札実施要領に定めた指名業者の上限数を超えた場合に、その上限数以下の指名業者の数に絞るための方法（入札参加資格要件を満たした者であっても指名しないとする選定の理由）であって、それを選定方法として示すものとする。

（通知書等の交付）

第9条 市長は、申請者のうち、指名業者として選定した者には公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書（指名通知書）（様式第2号）を、指名業者として選定しなかった者にはその理由を記載した公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書（非指名通知書）（様式第3号）を送付するものとする。

（仕様書等の配付）

第10条 仕様書、図面等の入札関係図書は指名業者に配付する。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、案件公表のときに入札関係図書をあわせて公表することができる。

（失格）

第11条 第9条の規定に基づき入札参加資格を得た者が、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、入札前にあっては当該指名を取消すものとする。なお、その者が入札していた場合、その入札は失格として扱うものとする。

（1）第4条に規定する入札参加資格要件を欠いた者

（2）入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者

- (3) 入札に関し談合等の不正行為をした者
  - (4) 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者
  - (5) 入札要項の提出がない者
  - (6) 事前公表された予定価格を上回る価格の入札をした者
  - (7) 最低制限価格を設けたときは、事前公表された最低制限価格を下回る価格の入札をした者
  - (8) その他入札執行者において失格と認めた者
- (無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
  - (3) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
  - (4) 入札書記載の金額を訂正した入札
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反してなされたもの
- (公募型指名競争入札の中止)

第13条 第7条による審査の結果、入札に参加する者に必要な資格を満たす者の数が2に達しないときは、当該公募型指名競争入札を中止するものとする。

2 第8条の規定に基づき入札参加資格を得た者から、第3条第1項第8号に定める日時までに辞退の申出があり、それにより、指名業者数が2に達しないときは、当該公募型指名競争入札を中止するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和3年11月9日施行)

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

## 公募型指名競争入札参加申請書

申請日 年 月 日

和泉市長 あて

申請者 所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

㊞

当社は、本案件の入札実施要領に定める参加資格要件及び下記項目をすべて満たしていることを誓約して、公募型指名競争入札に参加を希望します。

記

案件名 \_\_\_\_\_

（確認欄）\_\_\_\_\_

- ☐ \_\_\_\_\_ ・ 年度和泉市入札参加資格の名簿に登載されている者であること
- ☐ 上の名簿において、登録業種、登録事業所の所在地等が本案件で指定する要件を満たしていること
- ☐ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- ☐ 和泉市指名停止要綱による指名停止等の措置期間中でないこと
- ☐ 大阪府において、法令違反を理由として参加停止措置を受けていないこと。
- ☐ 本申請書のほか提出が求められている場合、その書類が添付されていること
- ☐ その他本案件で定める参加資格要件を満たしていること

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

和泉市長

公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書（指名通知書）

年 月 日付けで入札参加申請のありました下記の案件に係る公募型  
指名競争入札については、下記の理由により指名業者となりましたので通知します。

記

|        |  |
|--------|--|
| 1. 案件名 |  |
| 2. 備考  |  |

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

様

和泉市長

公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書（非指名通知書）

年 月 日付けで入札参加申請のありました下記の案件に係る公募型  
指名競争入札については、下記の理由により非指名となりましたので通知します。

記

|          |  |
|----------|--|
| 1. 案件名   |  |
| 2. 非指名理由 |  |